

第24回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和元年5月29日(水) 午後4時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第24回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 令和元年5月29日(水) 16時00分
2. 閉会時間 令和元年5月29日(水) 16時30分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 15名
5. 欠席委員者の数 3名
6. 出席推進委員の数 16名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 非農地証明願について
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第6号議案 中間管理機構を介した農地利用配分計画(案)について

午後4時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第24回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・・・・委員、・番・・・・・・委員、・番・・・・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番・・・・・・委員、・番・・・・・・委員、を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、1件 1筆 1, 527平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は、同じく1ページに記載のとおりで、1件 1筆 1, 453平方メートルの届けがありました。以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 5筆 4, 967平方メートルを・・・で贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、52, 103平方メートルで、農機具は、トラクター5台、耕運機4台、ト

ラック 5 台、キャリー 2 台、フォークリフト 2 台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 1 番について報告します。

1 番の譲受人は、農家で 15 年の農作業歴があります。

両親と夫の 4 人で同一経営体として農業を営んでおり、申請地も含め、白菜、レタス、西瓜、生姜を作付している状況で、問題なしと見ております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第 1 号議案の 1 番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第 1 号議案の 1 番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 1 番は許可することに決定します。

次に、第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請 1 番と関連がありますので、第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 1 番を一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請 1 番及び第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 1 番について説明します。

第 2 号議案 計画変更承認申請につきましては、昭和 63 年 11 月 25 日付け長崎県指令 63 農政第 6989 号で駐車場用地として許可を受けていましたが、計画が中止となったため、転用者及び転用計画を変更したいとの申請です。

内容については、当初転用実行者は、・・・の・・・さん、承継者は・・・の・・・さん
で、事業計画を駐車場用地から分譲宅地用地への変更であります。

これに伴い、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請となります。

譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地704平方メートルを譲り受け、宅地を造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番、及び第3号議案
農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は新馬場町の一角にあり、周囲はすべて宅地となっております。

盛土造成し擁壁を設け、雨水は水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認
申請1番及び第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更
承認申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案の1番について、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は・・・の・・・さん及び・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地269平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、周囲はすべて宅地となっております。

既存の擁壁があることから、現状のまま利用し、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんで、申請地317平方メートルを譲り受け、木造平屋建貸家を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、周囲はすべて宅地となっております。

既存の擁壁があることから、現状のまま利用し、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について説明します。

4番の賃貸人は、・・・の・・・さん、賃借人は、・・・の・・・さんで、申請地544平方メートルを借り受け、従業員・業務車両及び来客用駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。 被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は賃貸人所有の山林及び宅地、南側及び西側は道路となっております。

現状のまま利用し、砂利舗装による整地を行い、雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の賃貸人は・・・の・・・さん、賃借人は・・・の・・・さんで、申請地8,018平方メートルを借り受け、鶏糞処理施設を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっております。本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設用地への軽微な変更が行われているため、農地法第5条第2項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

なお、この申請は農地法第5条第3項の規定により、農地を農地以外にする行為に係るもので30アールを超える場合は長崎県農業会議の意見を聞かなければならない、と規定されております。

本市では、農業委員会総会で議決後に長崎県農業会議の意見を聴取することになっており、長崎県農業会議の意見を踏まえた農業委員会の意見書を付して県知事に進達することになりますが、長崎県農業会議の意見の記入については会長に一任する事としてよろしいでしょうか。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。.....

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は・・・の一角にあり、北側は賃貸人所有の農地、東側は山林、南側は賃借人所有の宅地、西側は賃貸人所有の雑種地となっております。

現状のまま利用し、コンクリート舗装を行い、敷地内に側溝を設け、雨水は敷地内側溝を經由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえた農業委員会の意見書を付しますので、ご了承をお願いいたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和7年月日不詳頃に居宅及び物置を建築し、平成21年頃に取り壊されましたが、現在も隣接する・・・番及び・・・番(宅地)と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は第3号議案の3番で許可申請のありました申出人所有の農地、それ以外の周囲はすべて宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第4号議案 非農地証明願いの2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は平成元年6月15日から隣接する・・・番・(宅地)と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は申出人所有の宅地、東側及び南側は農地、西側は宅地及び農地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集6ページから8ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 2件 3筆 1,998.00㎡

耕作権の再設定 11件 23筆 20,701.00㎡

合計 13件 26筆 22,699.00㎡です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集9ページに記載のとおりで、1件 1筆 1,227.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

次に、第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、3筆 1,998平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の10ページをご覧ください。

1番から3番の農地の受け手は・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は、51,566平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック3台、管理機2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4名で、主に野菜を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

以上で、第24回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第24回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時30分